

性産業従事を経た知的障害のある女性への反抑圧アプローチの有効性
—自ら性産業従事をする女性たちへのソーシャルワークの可能性—

武子 愛・児島 亜紀子

島根大学社会福祉論集 第9号 抜刷

2024年3月

島根大学人間科学部福祉社会教室

《論文》

性産業従事を経た知的障害のある女性への反抑圧アプローチの有効性
 ——自ら性産業従事をする女性たちへのソーシャルワークの可能性——

Effectiveness of the Anti-Oppressive Approach for Women with intellectual disabilities who have been engaged in the sex industry

武子愛・児島亜紀子

Ai TAKESHI, Akiko KOJIMA

要旨

2024年4月の困難女性支援法の施行により、性産業従事経験のある女性たちの支援が展開していくことが期待される。婦人保護施設は知的障害のある女性が多く利用しているとされており、性産業従事を経た知的障害のある女性に対してどのようなソーシャルワークを行うのが課題となる。知的障害のある女性はジェンダーと障害という、少なくとも2つの抑圧要素を有しており、知的障害のある女性とない女性では、性産業従事の経験は質的にも異なったものであると考えられる。本研究では、性産業従事を経た知的障害のある女性に対する理解と介入に、ジェンダーと障害の交差性からくる特有の経験を重視し、当事者の声を原動力にして社会変革を起こす反抑圧アプローチが有効であることを述べる。

キーワード：女性福祉、性産業従事、知的障害のある女性、反抑圧アプローチ

1. はじめに

2024年4月、女性福祉が変わる。婦人保護事業の根拠法が、これまで約70年改正されることのなかった「売春防止法」から、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、困難女性支援法）へと変わるのである。婦人保護領域は、根拠法である売春防止法が法務省と厚生労働省を跨いだ法律であることもあり、婦人保護領域の先駆者たちの運動にもかかわらず、矯正の視点を拭い去ることができなかった。法改正後、婦人相談員は「女性相談支援員」に、婦人保護施設は「女性自立支援施設」に名称を変え、これからは、名実ともに女性たちを「支援」する体制が整備されていくこととなる。

困難女性支援法における特徴のひとつが、行政と「民間の団体との協働による支援」である。この法律で謳われる民間団体との連携には、原型がある。それは東京都の若年被害女性等支援事業である。当該事業により、東京都は民間団体5団体に対して補助金を支給した。これらの民間団体は繁華街でアウトリーチを行なうことにより、生活課題を抱えた女性たちを発見し、彼女たちと丁寧に関係を深めながら、機会があればシェルター利用を勧め、あるいは女性相談に繋げるなどしている。当該事業によって発見された「困難な状況にある女性」のうち、少なくない数の女性たちが、昨今の報道¹にもあるように、帰住先がない、ホストに売掛がある、等といった事情から街娼となるに至っている。

アウトリーチは、そもそも支援が届かない人たちや、生活の困難を解決していく団体・機関があることを知らない人たちに向けた活動であるが、繁華街で出会う女性たちがみな上記のような要件に当ては

まるわけではない。自らの意思でそこに留まり、街にいる同じ境遇の人たちと関係を構築しながら生活をしている女性たちもいる。そのような女性たちは、ソーシャルワーカーがいくら情報提供してもその生活にとどまることを希望する。しかしながら、ワーカーの目から見て、決して安全とはいえない生活を続ける女性たちを放置しておくことはできない。困難女性支援法施行後は、民間団体と自治体が連携し、このような女性たちを支援する活動が、東京を超えて各地に広がっていくことが期待される。上記のように、自らの意思で性売買に関わる女性たちをどのように支援していくのかを考えることは、ソーシャルワークの課題である。

加えて、そのような女性たちの中には知的障害がある女性たちもいる。帰住先がない、売春の恐れがある、家族から暴力を受けている等、従来からさまざまな困難のある女性たちを支援してきた婦人保護施設には、知的障害のある女性が多く入所していることが、かねてより指摘されてきた(武子 2021)。

知的障害のある女性と性産業従事との関わりについては、ポルノ被害と性暴力を考える会(2010)に詳しい。ポルノ被害と性暴力を考える会(2010)は、両者の関係に関し「知的や精神の障害や発達障害を抱えている人たちも多く、労働市場からはじき出された者たちを狙う性産業の格好のターゲットとされやすい」(ポルノ被害と性暴力を考える会 2010 : 141)と述べ、性産業には知的障害、精神障害、発達障害のある女性たちが多く従事している可能性があることを示唆している。

ここで留意すべきは、知的障害のある女性とない女性とでは、同じ女性であっても置かれてきた環境が違うということである。類推するに、知的障害のある女性とない女性とでは、性産業従事に至るまでのプロセスやそこでの経験が、質的に異なっているのではないだろうか。

以上の事柄を踏まえ、本研究では、婦人保護施設を利用する性産業従事を経験した知的障害のある女性たちの理解と介入に、反抑圧的アプローチが有効であることを述べる。反抑圧的アプローチは、ジェンダーと障害という複数の抑圧要因が交差することによる当事者の特有の経験を重視し、当事者とともに社会変革を起こすことを企図するソーシャルワークのアプローチである。続く第2節においては、日本の女性福祉が性産業従事を性的搾取と位置付けてきたことを論じる。第3節では、ソーシャルワーカーが利用者の性産業従事をどう評価するか、その是非をめぐるスタンスは必ずしも統一されていない状況を明らかにする。加えて、性産業従事経験者に対する支援は、当事者を取り巻くさまざまな権力構造に着目し、かつ特有のコンテキストに注意しつつ行うことの重要性を指摘する。最後に、第4節および第5節で、権力構造と固有のコンテキストを重視するアプローチとして、ソーシャルワーク実践理論である反抑圧アプローチの有効性について論じる。

2. 日本の女性福祉における性産業の位置づけ

まずは日本の女性福祉において、性産業従事がどのように捉えられているのかを見ていきたい。性産業を捉える視点としては、大別して2つの立場がある。1つは性産業において女性は性的に搾取されているという、伝統的な女性福祉の立場、1つは性産業従事を労働として位置づけるセックス・ワーク論である。

女性福祉の主たる領域である婦人保護事業は、売春を「人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良な風俗をみだすもの」とする売春防止法を根拠法とする。加えて、廃娼運動を牽引してきた2つの団体が今も母体となって主要な婦人保護施設を運営している歴史も手伝い、「売春は悪」という性道徳に基づき、売春の未然防止を目的として事業を展開してきた。その理念は、2000年代に入っても変わらず、たとえば宮本節子(2013)は、婦人保護施設を「男性優位のこの社会構造を検証し社会全体の意識を改革する使命を担っている／性的人格権を侵害し、女性差別を助長する買売春を容認しない」(宮本 2013 : 57)と位置づける。

宮本が婦人保護施設における売買春問題を重視する一方で、施設における売買春ケースは年とともに減少していった。1970年代に入ると、婦人保護施設を利用する女性たちが抱える生活問題は多様化し、売買春との関連で捉えられる問題ばかりではなくなった。この間、売春防止法でない別の根拠法の制定が議論されるも実現には至っていない(五味 1995)。その後は従軍慰安婦をめぐる議論もあって「戦争と売春は過去のことであり、“女を買う”ことは日本人にとっては、過去から現在にいたるまでさしたる道義的なことでは」(五味 1994 : 104)なくなったと言われるようになり、「人間個々の性の問題は風俗現象であって社会問題として認識されることが希薄である」(五味 1994:104)と指摘されるに至る。性産業の多様化と相まって、時間の経過とともに売春を社会問題と見る視点が希薄化していったといえよう。

一方で、1990年代に日本でも紹介されるようになったセックス・ワーク論が、女性福祉のアカデミアに持ち込まれた。セックス・ワーク論は、「あなたや私が売春をどう考えようと、女性には、売春婦として働くか働かないか、またどんな条件で働くかを決断する権利がある」(F. Delacoste & P. Alexander=1993 : 248)と主張し、性産業従事者の労働の権利を訴えるものである。日本において、性産業などで性的サービスの提供を行う人たちを労働者と捉える論者、あるいは当該サービス提供者たちの権利を守ることを主張している論者たちには、青山薫、菊地夏野らがいる。

たとえば青山は、セックス・ワークと「性奴隷」(青山 2007 : 52)は連続体であるとし、売買春が何であるか、それがどのように認識されるべきかは「コンテキスト」(青山 2007 : 52)によって違いがあると述べた。すなわち、性産業従事は、健全な労働と性奴隷の単純な二者択一にはならないのである。労働と性奴隷の間を分けるものは、「仕事の条件と、人間関係のネットワークなどの社会資源にアクセスすることができるかどうか」(青山 2007 : 57)によって規定される。

また、菊地(2015)は、セックス・ワークと結婚の構造的な類似性を指摘したうえで「売春を労働と認定すれば、妻・主婦の仕事も労働、経済行為であることが証明されてしまう」(菊地 2015 : 44)とし、現行の社会経済システムが主婦の労働のもとで成り立っていることを隠蔽するために、セックス・ワークが労働として認められないのだと述べた。また、菊地は、セックス・ワークの権利を「性的自由」や「自己決定」として認めることは、「資本主義体制」という構造的問題を見失うとし、「セックス・ワークの権利を主張すると同時に、そこに絡まりながら存在している資本制の問題をも分析していくという困難な姿勢が求められる」(菊地 2015 : 51)とした。これらの所説からは、「コンテキスト」や「構

造的問題」といった、本人の意思とは別に規定されているものがあるという共通点を見出すことができる。

さて、前述したように、日本の女性福祉領域は基本的に性産業＝性的搾取という立場を取り、2000年代に入ってから性産業を容認しない方向で支援してきた。一方セックス・ワーク論は性産業を肯定するが、セックス・ワークへの意思は完全な自由意思とはいえず、「コンテキスト」により決定されること、あるいは「構造的問題」に限定された選択肢のなかから選択されたものであることを主張している。日本の女性福祉現場におけるセックス・ワーク論の影響については未知数ではあるものの、当事者の声を重視するというそのスタンスはソーシャルワークにとっても無視できぬものといえるだろう。

3. ソーシャルワーカーにとっての性産業従事

(1) ソーシャルワーカーが性産業従事をどう捉えているか

前節では、女性福祉が性産業を「性的搾取」として捉えてきたことを確認した。女性福祉のアカデミアに持ち込まれたセックス・ワーク論は、性産業従事を「仕事」として扱うことを主張し、性産業従事の意味づけや動機が「コンテキスト」や「構造的問題」に規定されており、完全な自由意思とは考えていない。この点は、ともすれば性産業従事によって当事者が問題を抱えた場合、「本人がやりたがっている」という理由で問題が放置されてはならないということの意味する。

以上を踏まえ、本節では、現場で働くソーシャルワーカーが性産業従事をどう捉えているのかを検討したい。

児島亜紀子(2015)は、婦人保護施設職員に対してインタビューを行い、性産業従事についてどう考えるかを尋ねた。その結果、職員は「一概に悪いとは思っていないで、そうせざるを得ない社会の仕組みがある」「セックス・ワークをして生きていくのはアリだと思っている」(児島 2015 : 3)と語る一方で、「話を聞いているとやっぱり早い(＝早くやめる)に越したことはない」(児島 2015 : 3-4)と語る者もおり、総じて「生きていくために性を売るとは仕方がないけれど、だからといって積極的に勧められるような仕事ではない」(児島 2015 : 4)と受け止めていた。また、武子・児島(2022)は、婦人保護施設の支援者に、知的障害のある人の性産業従事についてインタビューを行った。その結果、支援者は、知的障害のある利用者は施設に来るまでに、家庭や学校、それ以外の社会においても日常生活が順調に送れておらず、しばしば抑圧された状況にあると述べていた。また、利用者の性産業従事においては、支援者はこれを否定せず肯定もしないというスタンスで関わっており、知的障害のある女性が性産業に従事せざるを得ない社会構造について高い関心を寄せていた。

これらのインタビューから見てきたのは次のようなことである。婦人保護施設の支援者は、性産業従事について、そうせざるを得ない社会構造があり、性産業従事はやむを得ないという思いを持つ一方で、肯定できないという思いも持っていた。すなわち、性産業従事の是非をめぐる支援者たちのスタンスは、統一されていないといえる。

かかる支援者の態度について宮本(2013)は、性産業従事について支援者同士で話し合うと各々の当事者性を明らかにせざるをえず、性道徳や性規範をめぐる意見の対立が表面化することで、その後の支援

に影響が出ることが懸念され、話し合うことが困難であると指摘した。このように、支援者の性産業をめぐる態度が統一されていないこと背景には、合意を得るための話し合いの難しさがあることが分かる。

(2) 性産業従事経験に対して、どのようなソーシャルワークが適しているか

すべての支援者がそうではないにせよ、女性福祉の支援者は、性産業に行かざるを得ない社会構造に置かれていることを理解している点において、セックス・ワーク論の主張との共通性を見いだすことができる。しかしながら、セックス・ワーク論は性産業が存在する前提で「労働」と認めよと主張するのに対し、女性福祉の立場は性産業の存続を承認しているわけではなく、その点でセックス・ワーク論とは基本的な方向が異なる。

そのようななか、ソーシャルワーカーはどのように性産業従事を経た女性たちに対するソーシャルワークを行なっていくべきだろうか。この点に関し、人身取引被害者支援について論じた佐々木綾子(2011)の所説が参考になると思われる。佐々木(2011)は、人身取引被害者をめぐる立場の違いを、以下の4つに整理した。すなわち、人身取引と売春を同義として、売春制度を廃止するよう求める立場、セックス・ワーク論の視点から労働搾取の根絶を目指す立場、セックス・ワーク論の視点から労働環境の向上・労働権獲得を目指す立場、売春に関しての意見は持たずに人身取引の根絶を目指す立場の4つである。そのうえで、支援者の問題解釈の枠組みは正しく、逆に被害者の問題枠組は理解不足であると認識する「被害者自身の語りを否定し、支援活動を正当化するレトリック」(佐々木 2011 : 123)が支援者にあるとする。一方、被害者のほうは、「被害者個々人が主観的に「問題」だと感じていることは一様ではない」(佐々木 2011 : 124)ため、支援の枠組みとして「支配や権力の構造とそのなかでの暴力や搾取が起こる仕組みに着目していくというような、より広い枠組みを設定して問題を分析し直すこと、あるいは人間の安全保障や福祉・社会保障というようなさまざまな観点から問題にアプローチしていくことが必要」(佐々木 2011 : 124)である。

性産業に従事する女性の理由はさまざまであり、女性たちが直面する「問題」もさまざまである。バイステックが「非審判的態度」といったように、ソーシャルワーカーには、女性たちのこれまで生きてきた価値観を否定せず関わっていくことが求められる。他方、ソーシャルワーカーは「社会正義」を重んじることも倫理綱領で定められている。ソーシャルワーカーは、自ら性産業を選び、あるいはいったん離れてからまたそこに戻るという選択をした知的障害のある女性たちに対しては、社会正義と彼女たちの意志の間でバランスをとる支援を行うことが目指される。そこでは、佐々木のいうような「支配や権力の構造」への着目が必要となる。

ここで前述した青山の議論を想起されたい。青山(2007)は、性産業従事により性奴隷となるか、それともハッピーなセックスワーカーになるかは、もっぱら当事者の置かれたコンテクストによると述べていた。「支配や権力の構造」(佐々木 2011 : 124)への着目に加えて、性産業を選んだ当事者のそれぞれのコンテクストに注意しながら支援を考えていくことが重要である。

次に、佐々木、青山らの議論を踏まえたうえで、知的障害がありかつ性産業従事経験を持つ女性たちを支援する実践として、どのような枠組みが必要であるかを考えてみたい。続く節で紹介するのは、反抑圧的ソーシャルワーク実践（以下、AOP とする）と呼ばれるアプローチである。

4. AOP と女性福祉

(1) AOP とは

ここからは性産業従事を経験した知的障害のある女性への支援における AOP の有効性について考察していく。AOP とは、批判的ソーシャルワークの一つとして位置づけられる（児島 2019；榮里 2018）。AOP は、モダンな批判理論をベースとし、これにフーコーの権力概念などのポストモダンの思想や知見が加わることにより、「批判理論とポスト構造主義の混合物として誕生」（児島 2019:21）したとされる。端的に言えば、AOP とは、モダン・ポストモダン双方に跨がる幅広い批判的理論（フェミニズム、反人種主義、マルクス主義、ポスト構造主義、ポストモダニズム、クィア理論、障害理論）によって支えられているソーシャルワーク実践だといえよう（Baines 2014；Pollack 2004；Sakamoto & Pitner 2005）。AOP では、抑圧と差別の構造が分析の中心（Sakamoto & Pitner 2005）をなすが、究極の目標は非抑圧的な関係及び社会の創造(Dominelli 2002; Sakamoto & Pitner 2005)である。

ではここでいう「抑圧」とは何か。Young(1990)によると、抑圧を受けていると判断できる条件は、搾取、疎外、無力、文化帝国主義、暴力の5つであって、そのうちのどれか一つにでも晒されていれば、その人は抑圧されている状況にある。Baines(2014)は抑圧概念をより抽象的に理解しており、「抑圧は、特定のグループに所属しているために、個人が個人に対して行動したり、個人に対して不当に制定された政策が制定された時」(Baines 2014:3)に起こるとする。このなかには、「平和的または暴力的な手段を通じて他のグループに信念体系、価値観、法律、生活様式を課すこと」(Baines 2014:3)が含まれる。すなわち「特定のグループの人たち」が、搾取、疎外感、無力、文化帝国主義、暴力あるいは一方的に価値観や慣習の押し付けをされている時に、そのグループは抑圧を受けていると解釈することができるのである。

では「抑圧」を受けやすい属性＝カテゴリーとはどのようなものだろうか。先行研究によれば、抑圧に晒されやすいカテゴリーとは、人種、民族、階級、ジェンダー（Kriz 2010;Dominelli 2002;Baines 2014;Kaur 2018）、障害、性的指向(Dominelli 2002;Baines 2014)、年齢（Dominelli 2002）、高齢者、家父長制、宗教、言語の多様性(Kaur 2018)である。Dominelli(2002)によると、このカテゴリーは「追加でき」(Dominelli 2002:4)、「完全ではない」(Dominelli 2002:44)とされており、抑圧を受けるカテゴリーは固定されたものでないことが繰り返し強調されている。これらを踏まえると、「特定のグループ」つまり抑圧を受けている集団は流動的であるものの、人種、民族、階級、ジェンダー、障害、性的指向、年齢、宗教的マイノリティ、言語的マイノリティなどが抑圧を受けやすい属性であると考えられる。

(2) AOP の5つの特徴

AOP には5つの特徴がある。以下、順に見ていくことにしよう。

特徴①マクロからマイクロまでの実践

AOPは「マイクロからマクロに渡る全プロセス」(児島 2019:22)において等しく実践される。Baines(2014)によれば、マクロレベルとマイクロレベルの社会的関係は抑圧を生み出すとされており、マクロレベルには「資本主義、宗教と文化機関、国際貿易と金融機関」(Baines 2014:5)が含まれ、マイクロレベルには、「社会規範、日々の慣行、職場の指針とその手続き、価値、アイデンティティと常識」(Baines 2014:5)が含まれる。つまり、AOPは、マクロレベル、メゾレベル、マイクロレベル全てに抑圧する要素があることを了解し、どのレベルも介入していく対象とする。そしてマイクロレベルでは「差し迫った危機と感情的な痛みに対処」し、マクロあるいはメゾレベルでは「抑圧的な政策、実践、社会関係の全体像を念頭に置く」(Baines 2014:21)ことが強調されている。これまでソーシャルワークは、現場支援としてはマイクロレベルに重点を置いてきたが、AOPでは、ケースワークといった個別の現場支援のみならず、たえず社会変革を意識しながら実践を行うところにその特徴がある。

特徴②交差性概念

児島(2019)は、AOPにおいて、複数のカテゴリーからなる交差性概念を活用することが実践のポイントであるとしている。児島(2019)によれば、AOPは「交差『分析』を積極的に行っているとはいいがたいかもしれない」(児島 2019:32)が、抑圧の原因が一つではないことや、複数のカテゴリーが複雑に絡み合っていることなどの原理を理解して実践を展開している。これらのカテゴリーは「相互に結びついており、ひとつのカテゴリーを他から切り分けて分析するのは得策でない」(児島 2019:27)。たとえば知的障害のある女性は、ジェンダーと障害という、少なくとも2つの抑圧要素を有している。AOPを用いることにより、知的障害女性の有する固有の経験をさまざまな抑圧と結びつけてアセスメントすることが可能となると思われる。

特徴③批判的省察

児島(2019)は、反抑圧実践のポイントとして、交差性概念の活用と同時に批判的省察を行うことの重要性を強調する。児島(2019)によれば、AOPでは「自分自身が抑圧を再現していないか」(児島 2019:34)、すなわち利用者にとって専門職が抑圧装置となっていないかどうかを、慎重に検討することが求められるとされる。児島が繰り返し指摘するように、ソーシャルワークは「世話」「管理」「治療」の「3つの隅石」(児島 2009:38; 児島 2018:35)を有し、初期からクライアントの主体化とともに「社会統制に関与する本質が埋め込まれて」(児島 2019:23)きた。この点に関連し、Dominelli(2002)は、ソーシャルワーカーが利用者の人権よりも「官僚的な目標を正当化する」(Dominelli 2002:27)とき、抑圧が起きると指摘している。いうまでもないことであるが、性産業従事の是非をめぐる価値観は、個人によっても異なる。それらの価値観を内在化した支援者は、自分が持つ規範を安易に普遍化し利用者に押し付けていないか、つまりバイステックのいう「非審判的態度」で利用者に接しているか、自問自答する必要がある。

特徴④社会的に条件づけられた制限された選択肢とエイジェンシーへの視点

Baines(2014)は、AOPはクライアントが経験する問題を「個々の選択からだけでなく、社会的に条件づけられた制限された選択および相互作用または制御から生じる」(Baines 2014:21)と述べた。

Pollack(2014)は、刑務所にいる女性への矯正プログラムへの提案において、抑圧と個人の間の複雑なダイナミクスを分析する空間を提供することで、抑圧によって参加者の選択肢の利用可能性がどのように制限されているかを検討できるとしている。AOPは「エイジェンシー」、すなわち抑圧的な環境の中でクライアントが行った行為も重視する。Dominelli(2002)によれば、クライアント（利用者）が抑圧されたときに取る態度としては、受け入れ、適応、拒否の3つがあるとされ、一見反社会的な行為に見えても、それが抑圧に対する抵抗であるという見方を示している。

特徴⑤利用者および他の職種との協働

児島(2019)によれば、AOPはマクロからミクロまでの全実践の過程で「パートナーシップと変革を旗印としている」（児島 2019 : 22）。利用者をパートナーとする背景には、Dominelli(2002)が指摘するように、クライアントの文化をもっとも理解している専門家はクライアント本人だからであるという確信がある。Dominelli(2002)は、ソーシャルワーカーが他の専門家、専門家グループ、コミュニティグループ、ユーザーグループ、政治家と同盟を結び、一緒に行動する必要があると述べる。このような「当事者に学ぶ」という視点は、セックス・ワーク論においても見て取ることができる。セックス・ワーク論においては、性産業に関わる制度政策の問題に関し、現役ワーカーから直接学ぶことの重要性が指摘されてきた(たとえば青山 2018 など)。

女性福祉においても、この視点は重視されるべきであろう。セックス・ワーク論にいう「当事者」と異なり、女性福祉にいう当事者は「元・性産業従事者」であるが、いずれにせよ、当事者の声を直接聞くことで、彼女たちのニーズを掴み、支援につなげることが求められる。

5. 女性福祉領域における AOP の有効性

(1) 〈知的障害のある女性〉という交差した抑圧

筆者らが、知的障害がありかつ性産業従事経験のある女性への支援を考える際に AOP が有効であるとする最大の理由は、当該アプローチが交差性（インターセクショナリティ）の視点を活用しているからに他ならない。

AOP の源流には、交差性（インターセクショナリティ）概念を生み出したブラックフェミニズムの思想がある。ブラックフェミニズムは白人女性と黒人女性との間にある格差を指摘し、女性といっても一枚岩ではないことを可視化させた。ブラックフェミニズムの思想は、知的障害のある女性と障害のない女性の間にある格差を可視化する際にも応用可能である。

交差性の概念から明らかなように、障害のない男性と障害のない女性がおかれた社会状況に違いがあるのと同様、知的障害のある男性と知的障害のある女性がおかれた社会状況にも大きな違いがある。それと同時に、障害のない女性と知的障害のある女性の置かれた社会状況も違う。

この点に関し、たとえば飯野由里子(2020)は、小山内美智子の自伝に触れ、性的に活発な男性は好色と捉えられるのに女性はふしだらであると捉えられる性の二重基準が、障害者の場合には強く働くことを喝破した。飯野(2020)は「障害女性にとって結婚や出産、子育てが持つ意味は、非障害女性のそれとは大きく異なる」（飯野 2020 : 60）と指摘している。飯野がいう、状況の意味づけの違いは、性産業に

従事する健全女性と知的障害のある女性の就労働機についても当てはまるのではないだろうか。かつてポルノ被害と性暴力を考える会(2010)は、知的障害のある女性の性産業従事に関して「これまで社会では馬鹿にされてきたけれど、売春産業なら相手にしてもらえる、居場所と感じられると戻っていく人もいる」(ポルノ被害と性暴力を考える会 2010 : 136)と述べたが、このことは知的障害のある女性とない女性の動機の差異を示唆するものである。

一般的には、性産業従事の背景には、「自分の借金」「こづかい・遊び」「貯金」「将来のため、夢」(要・水島 2005)など、主として金銭的な動機があるといわれている。しかしながら、先述したポルノ被害と性暴力を考える会(2010)の指摘にもあるように、知的障害のある女性が性産業従事に就く動機、あるいはいったん離れてもそこに戻る動機は、金銭的理由よりも彼女たちを肯定してくれる人間関係を希求した結果ではないかと推測する。

知的障害がある人は、それまでの学校生活のなかで特別支援を受ける場合が少なくない。かろうじて特別支援を受けずに卒業したとしても、その後の就職でつまずき、親しい同僚ができない場合もあるだろう。また、知的障害のために自動車免許を取得できない、公共交通機関を使いこなすことも難しいなど、移動に関する困難も伴いがちである。ともすれば人間関係も行動範囲も狭くなりがちな知的障害のある女性たちが、性産業では健全者と隔離されず、「相手にしてもらえる」(ポルノ被害と性暴力を考える会 2010 : 136)経験をし、加えて自らを肯定してくれる言葉かけや態度を他者から表明してもらえたら、そこに居心地の良さを感じるのはごく自然なことではないだろうか。その肯定感は性的搾取と引き換えに得られたものだとは断じることはたやすい。しかし、そのような固有の意味づけに着目することで、彼女たちの経験を理解することが可能となり、ひいてはそれが個々のニーズに応じた支援につながるものと考えられる。

(2) 性産業従事経験のある知的障害のある女性たちと起こす社会変革

筆者らが、知的障害がありかつ性産業従事経験のある女性への支援を考える際に AOP が有効であると思うもう一つの理由は、AOP がミクロからマクロまでの全てのレベルにおいて実践を行い、社会変革を企図していることである。当事者とともに社会変革を行う AOP において、社会変革の方向性を定めるのは当事者である。すなわち性産業従事経験のある知的障害のある女性たちが何を望み、自分たちを取り巻く社会をどう変革していきたいのかによって、支援の方向性は自ずと変化する。知的障害のある女性特有の環境、特有の経験を踏まえ、性産業従事で何を得、何を失ったのか、性産業従事の何が「問題」であると思っていたのかを丁寧に聞きとり、彼女たちがどのような場においても抑圧を受けないよう、支援者とともに社会変革を目指すことが必要である。知的障害のある女性たちの声をベースに社会変革を行うということは、知的障害のある女性を疎外する社会から、彼女たちを包摂する社会へと変革していくということである。AOP はかかる社会の変革を旗印とするものである。

当事者とともに社会変革をしていく際、AOP においては、ソーシャルワーカーが自らの性道徳意識やジェンダー規範について自己覚知し、自分が持つ規範意識を安易に普遍化し利用者に押し付けていないか、批判的省察をしながら実践を行なっていくことが求められる。

この点に関し、性産業従事を AOP の立場から論じた M. Hardesty & A. J. Gunn(2017)の忠告を、われわれは胸に刻む必要がある。Hardesty と Gunn によれば、ソーシャルワーカーはクライアントこそが「自分自身の専門家」であると認めるよう求められている。しかしながら、性産業従事を性的搾取と捉えるソーシャルワーカーたちは、そのような職業倫理に必ずしも忠実ではなく、性産業に携わるクライアントをもはや「自分自身の専門家」とは見ない傾向がある、とされる。

Hardesty と Gunn は、ソーシャルワーカーは「あからさまにヘテロ規範的ではないにせよ」、健全な性行動はカップルの「商品化されていない関係のなか」で起こるべきという規範を受け入れているとし、セックス・ワークに関する専門性はソーシャルワーカーに期待できないかもしれないと自省的に振り返っている。

以上の議論から導かれることは、性産業に従事する女性たちが主観的に感じる「問題」はもちろん、「コンテキスト」や固有の経験によって構築されたアイデンティティもまた多様であることである。知的障害のある女性が生きてきた特有の生きづらさと、彼女たちが置かれた社会構造に着目しながら、性産業従事について彼女たちが感得している「問題」を分析することで、これまでとは違った性産業に対する社会変革の方向性が見えてくると考えられる。それは、性産業以外の世界をも変革するような、これまでとは別の変革の方向性かもしれない。性産業従事経験のある知的障害のある女性とともに起こす社会変革は、性産業を安全に働ける場所に変革するものであるのみならず、知的障害のある女性が性産業の世界以外でも肯定され、居場所を見つけられるような社会へと変革していくものである。

6. おわりに

本論文では、性産業を見る立場として性的搾取とセックス・ワークの2つの立場があることを振り返り、女性福祉は前者、すなわち性的搾取とする立場であることを確認した。次に、ソーシャルワーカーの性産業従事に対してのスタンスは統一されていないこと、統一することには困難が伴うことを述べた。そのうえで、性産業従事を経た知的障害女性たちへの支援に関しては、「支配や権力の構造」(佐々木 2021 : 124)への着目に加えて、特定のコンテキストに注意しつつ分析することが必要であることを指摘した。最後に、社会を変革するための方法として、ジェンダーと障害の交差性からくる特有の経験を重視し、当事者の声を原動力にして社会変革を起こす AOP が有効であることを述べた。

AOP は、自ら進んで性産業に従事する女性たちと現場のソーシャルワーカーたちの性産業従事への戸惑いをつなげ、新たな社会変革を生み出す試みであるといえよう。

¹ 例えば毎日新聞では、2023年7月から「ルポ路上売春」という連載を掲載し、歌舞伎町で路上売春を行う女性たちの背景、その支援を行う人たち、ホストクラブの売掛の問題などを連続で報じている。

参考文献

青山薫(2007)『「セックスワーカー」とは誰か 移住・性労働・人身取引の構造と経験』大月書店。

青山薫(2018)「セックスワーカーへの暴力をどう防ぐか 各国の法体系と当事者中心のアプローチ」SWASH 編『セックスワーク・スタディーズ』日本評論社、138-159。

Baines, D.(2014) *Doing Anti-oppressive Practice Social Justice Social Work*, Fernwood Publishing.

Delacoste, F. & Alexander, P. (1987) *Sex work: Writing by Women in the sex industry*, Pittsburgh: Cleis Press. (=1993, パンドラ監訳『セックス・ワーク』現代書館.)

Dominelli, L.(2002) *Anti-Oppressive Social Work Theory and Practice*, Palgrave Macmillan.

栄留里美(2019)「子どもソーシャルワークにおける反抑圧実践理論の意義と可能性に関する研究」『福祉社会科学』(11)、1-14。

五味百合子(1995)「「婦人福祉」を新たに考える」林千代編『現代の売買春と女性—人権としての婦人保護事業をもとめて』ドメス出版、213-222。

五味百合子 (1994) 「社会福祉における婦人保護事業」『慈愛寮百年のあゆみ』ドメス出版、423-460。

Hardesty, M. & Gunn, A. J. (2019) Survival sex and trafficked women: The politics of re-presenting and speaking about others in anti-oppressive qualitative research, *Qualitative social work*, 18(3), 493-513.

林千代編(2009)『「五味百合子女性福祉論集」学生とともに歩む』ドメス出版。

要友紀子・水島希(2005)『風俗嬢意識調査』ポット出版。

Kaur, J. and Atkin N.(2018) ‘Nexus between Domestic Violence and Child Protection: Multidimensional Forms of Oppression Impacting on Migrant and Refugee Women in Australia’, *Australian Social Work*, 71(2), 238-248.

菊地夏野(2015)「セックス・ワーク概念の理論的射程—フェミニズム理論における売買春と家事労働」『人間文化研究』24、37-53。

児島亜紀子(2009)「英国ポストモダンソーシャルワーク論における認識論的および倫理的課題をめぐって：ハウ論文の批判を中心に」『社会問題研究』58、29-43。

児島亜紀子(2015)『婦人保護施設の支援における「ケアとコントロール」機能と支援者の倫理的ジレンマ』(平成25年度～平成28年度科学研究費補助金「基盤研究C」研究成果報告書)。

児島亜紀子(2018)「ソーシャルワークにおけるフェミニスト・アプローチの展開:ポストモダンの転回を経て」『女性学研究』25、27-51。

児島亜紀子(2019)「反抑圧ソーシャルワーク実践(AOP)における交差概念の活用と批判的省察の意義をめぐって」『女性学研究』26、19-38。

Kriz, K. & Skivenes, M.(2010) “‘We have very different positions on some issues’: how child welfare workers in Norway and England bridge cultural differences when communicating with ethnic minority families’, *European Journal of Social Work*, 13(1), 3-18.

Kulkarni, S., Amanda, M. S. & Wood, L.(2019) ‘Successful Rules Reduction Implementation Process in Domestic Violence Shelters: From Vision to Practice’, *Social Work*, 64(2), 146-156.

飯野由里子(2020)「『省略』に抗う」『思想』(1151)岩波書店、52-69。

宮本節子(2013)「差別、貧困、暴力被害、性の当事者性—東京都5施設の実態調査から」須藤八千代、宮本節子『婦人保護施設と売春・貧困・DV問題: 女性支援の変遷と新たな展開』明石書店、54-107。

ポルノ被害と性暴力を考える会(2010)『証言・現代の性暴力とポルノ被害～研究と福祉の現場から～』東京都社会福祉協議会。

Pollack, S.(2004) ‘Anti-oppressive Social Work Practice with Women in Prison: Discursive Reconstructions and Alternative Practices’, *British Journal of Social Work*, 34, 693–707.

Ramsundarsingh, S. & Shier, M. L.(2017) ‘Anti-Oppressive Organisational Dynamics in the Social Services: A Literature Review’, *British Journal of Social Work*, 47, 2308–2327.

Sakamoto, I. & Pitner, O.(2005)‘Use of Critical Consciousness in Anti-Oppressive Social Work Practice: Disentangling Power Dynamics at Personal and Structural Levels’, *British Journal of Social Work*, 35, 435-452.

佐々木綾子(2011)「米国における人身取引被害者支援：多様な立場と「支援活動のレトリック」に関する分析」『社会福祉学』51(4)、116-127。

武子愛(2021)「女性福祉における知的障害女性の主体性の潜在化：性被害防止と性の権利保障の間で」『女性学研究』28、103-124。

武子愛・児島亜紀子(2022)「反抑圧アプローチの視点から見る婦人保護施設職員がとらえた知的障害女性：知的障害と性の中核とした課題との交差性を中心に」『社会問題研究』71、45-60。

Young, I. M. (1990) *Justice and the politics of difference*, Princeton, Princeton University Press. (=2020、飯田文雄・荻田真司・田村哲樹監訳・河村真実・山田祥子訳『正義と差異の政治』法政大学出版。)